

第4回佐久市都市計画審議会

日 時：平成26年9月24日（水）

午前9時～10時

場 所：佐久市建設部駒場仮事務所 会議室3

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 事務報告

①傍聴者報告

②前回（第3回）議案の処理状況等報告

(3) 議案審議

第1号議案 佐久都市計画下水道の変更について

事務局及び南佐久環境衛生組合による説明

質疑・意見等

(委員)

佐久市入沢の0.1haの追加がございますが、先ほどの説明だと飛び地のようになっています。それに対して8ページ、5番の小海町東馬流0.2ha、この説明ですと、離れているからということで削除されます。何か矛盾を感じるのですが、どんなものでしょうか。

(組合)

只今のご質問に関しまして、お答えさせていただきたいと思います。

入沢の1地区0.1haの追加でございますが、距離にしまして約30mありまして、私どもは区域外流入という制度、条例がございます。土地の所有者、建物を建てる予定者と協議をしまして、また、佐久市とも区域外の流入ということで協議を組合とさせていただきました。ご本人さんも納得いただきまして、既に区域外の流入ということで、その上、接続されている土地ということで、前後的な手続きとなるわけですけれども、そういった手続きを踏みまして、区域に追加する内容となっております。小海町につきましては、旧八千穂村、今、佐久穂町の地籍とかなり近い距離であるわけですけれども、そちらと接続したらどうかという費用効果を試算しまして、土地の所有者、町、県とも協議をしたところ、距離にしまして470メートルほどございまして、平面では分かりづらいですが、小海町からすれば下がっておりまして、ポンプアップをしなければならぬという中で、ポンプも1基付けて、2、3件のために挙げるとなりますと、かなり受

益者にもご負担をかける、また、財政的にも費用がかかる割に効果が見られないという中で、それぞれ地権者にもご理解を頂戴いたしまして、区域から除外という内容となっております。

(委員)

佐久市の方は30m離れているということですが、大体どの位までなら大丈夫なのですか。

(組合)

明確な距離までは決めはございませんですが、浄化槽を設置した費用と、下水道へ接続して、使用料等が発生してくるわけですが、施主様にその辺をご判断いただきまして、結局、区域外流入につきましては、公費では出せませんので、全てお客さんにご負担いただくということになっております。その中で、費用を浄化槽の場合と、公共下水道へ接続した場合の費用を建築時にご判断いただきまして、それでも公共下水道の方へ維持管理もめんどうだから公共の方へ繋ぎたいと申し出がありましたら、市と、組合とで協議させていただき中で、決定していく状況でございます。

(委員)

資料7ページについて、排水区域を指定されるのですが、他の地区では区域を大きく囲っているのですが、ここだけは分断しているような形になっておりますが、赤く塗ってない所に建物を造った場合はどうなるのですか。

(組合)

先ほど区域外流入の説明を申し上げましたけれども、それと同様の手続きとなります。当然今回決定いただく区域イコール下水道法に基づく排水区域と、都市計画法の事業認可に基づく区域ということで今後手続きをさせていただきますので、今回お示しさせていただいております赤い区域から、外れた区域で接続をしたいということになりますと、区域外流入ということで、自費で工事の方はしていただいて、公共下水道の方へ接続していただく。そんな手続きになります。

(委員)

自費で工事をするということですが、赤い部分以外で家を造った場合に、その前に下水道管が走っていますが、そこに接続することは可能なのですね。

(組合)

はい。そういうことになります。

(委員)

負担金を払って、通常の手続きでできるわけですね。

(組合)

はい。そうです。

(委員)

排水区域の面積が233haが250haになると書いてありますけれども、佐久穂町の分は除いてあるということでしょうか。

(組合)

私どもは、先ほど事業の説明の中でもありましたが、佐久市、佐久穂町、小海町の一部の地域の公共下水道ということで事業を進めておるわけですが、佐久市さんと小海町さんにおかれましては都市計画の指定がございます。佐久穂町につきましては現在、都市計画の定めがされておられません。ですから、下水道法だけに基づく下水道の整備ということになりまして、佐久市さんと小海町さんにつきましては、下水道法と都市計画法に基づく下水道の位置付けということで、今回、都市計画区域の定めのない佐久穂町の区域は指定されておられません。

(委員)

小海町さんの都市計画審議会もかかるのですね。並行して。

(事務局)

先ほどの都市計画策定の経緯の概要ということで、5ページでございます。佐久都市計画及び小海都市計画下水道変更の、佐久市、小海町都市計画審議会審議ということで、本日付けで記載されております。従いまして、今日午後、小海町の方で都市計画審議会を行うということでございます。

(委員)

農業集落排水と下水道について、問題ないとは思いますが、財産区分等の手続きは問題ないのですか。

(組合)

今、課長の方からご説明いただきましたとおり、本日午後に小海町の方で同じような審議会がございます。今回広域にわたります都市計画ということでございますので、長野県の決定ということでございますので、佐久市並びに小海町それぞれにご審議いただきまして、その意見を県にあげていくということでございます。また、農業集落排水から公共下水道への接続につきましては、小海町の方でその財産処分の手続きは進めておりまして、それに関わる決定をいただいて、平成27年度以降に接続を図っていきたいという計画で実施しているということでございます。

(委員)

下水道の使用料金についてお聞きしたいのですが、これから人口は減少傾向にあります。少子高齢化の時代ということで、下水道料金は佐久市でも高いなということを良く聞きますが、南佐久の方は下水道料金の未納者がどのくらいの比率でいるのかいないのか。山間部は限界集落になり、利用者が将来的にいなくなっていくところへ繋いでいくのかどうか。そこら辺を概略で結構ですが、お聞かせいただきたいのですが。20年、30年後に人口減少について心配する点があります。

(組合)

委員さんおっしゃるとおり、人口減少というのは、非常に頭の痛いところでございまして、現実には南佐久の中でも接続する前に空き家になってしまうケースもあります。下水道料金も当然、上水道の使用量に応じて下水道の料金を算定させていただいて皆さんにお支払いいただいているわけですが、佐久水さんの方の情報からも、主に事業所関係の大口の所でありまして、節水で料金も減ってきていると聞いておりますし、組合も平成25年度の決算におきましても、初めて前年度の調定を割り込むというような料金の方も低迷してきております。若干水洗化は伸びてきているものの、使用量は、調定自体は少し下がってしまったということになっております。滞納のお話しもございましたけれども、今日は資料等持ってきておりませんが、年々使用料も負担金も増加傾向でございます。これにつきましては大変苦慮しているところでございます。

料金設定につきましては人口減少等もありまして、今後の課題ということで、検討が必要になってきているという状況でございます。

(委員)

山間部の限界集落のような状況のあるところへ下水道を敷いていくというと、現況は年齢的に便利なものだから是非利用したいということだと思いますけれども、将来的に若者がそこに定着してこない限り利用者、料金を払う者が減ってくると思うのですが、未納者が現況でそれほどないとしても、年々増加していくところに投資しても良いのか心配がありますが、そこを理解して事業を進めていただきたいと思います。

(会長)

他にご意見ございませんでしょうか。

それでは、他にご意見もありませんので、佐久都市計画下水道の変更について、原案のとおり進めてよろしいか、挙手をもって採決したいと思います。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

・・・・・・全員挙手・・・・・・

ありがとうございました。

本日の委員の出席者、全員の挙手をいただきましたので、審議会条例第5条第3項の規定によりまして、第1号議案「佐久都市計画 下水道の変更について」は原案のとおり進めるよう議決いたしました。

今後この結果を踏まえて市長へ答申させていただきます。

【その他】

特になし。

【閉 会】